

第1 設問1 につて、

1. ①が甲社の取締役の地位を失ったことは実質的不解任で
ない限り、会社法(以下、法名略)339条2項の類推適用に基づ
き甲社に対して損害賠償責任を追究することができるといふ
主張は認められる。

②、③、339条2項の、不当な解任に対し損害賠償を認め
る趣旨は、取締役の報酬に対する期待を保護する点にあ
る。とすると、解任が正当な理由を経た場合でも、取締役
の地位を失った場合、かかる趣旨は奪われる。339条2項の
請求の主体となりうると考える。

④、本件では、甲社取締役の地位を失ったのは、
要 339条2項の類推適用により、請求の主体となりうる。

3. ①は、「解任によって正当な理由がない場合、不当に
解任されたことにより、不当な解任と認められ、その請求は認めら
れない」といふ問題となる。

②、339条2項の趣旨が、取締役の報酬に対する期待を
保護する点にある一方で、339条1項が、役員として解任
されたことにより趣旨は、会社の経営上支障が生ずる取締役を
自由に解任できるようにし、会社の利益を保護する点にある。こ
こで、かかる趣旨の調和の観点から、~~会社~~「正当な理由」があ
る場合、とは、会社の経営上、客観的に支障が生ずる場
合を指摘できると考える。

③、確かに、取締役の任期が1年に短縮された定款変更

注釈の一覧 :matsuura2-1.pdf

ページ:1

- 番号: 1

作成者: s-matsuura-mobile

タイトル: ノート注釈

日付: 2024/02/20 0:24:23
- 「かかる」以下の一文は不要です。こういった細部の無駄な記述はほとんどん削り、当てはめに文量と時間を割いてください。
- 番号: 2

作成者: s-matsuura-mobile

タイトル: ノート注釈

日付: 2024/02/20 0:25:32
- 原告適格の語をしているような書きぶりとなっています。論証をする前に、まず何を論じようとしているのか（ここで論じようとしているのは「解任」該当性でしょう）、これを明示してください。
- 番号: 3

作成者: s-matsuura-mobile

タイトル: ノート注釈

日付: 2024/02/18 13:54:08
- 「中社取締役の地位を失っている」ことに相当する具体的な事実を丁寧に引用してください。
- 番号: 4

作成者: s-matsuura-mobile

タイトル: ノート注釈

日付: 2024/02/20 0:29:35
- この問題提起も長いです。
- 番号: 5

作成者: s-matsuura-mobile

タイトル: ノート注釈

日付: 2024/02/20 0:30:06
- 現場答案としてはOK。「正当な理由」の正確な意義は復習して押さえておいてください。

の目的は、信託を得る機会を多くし、取締役の業務に専念させることにある。これは、東北地方への事業拡大を図る甲社にとって、業務執行者である取締役の役割の果たしを考慮すれば、正当な理由があると思われる。

(3). しかし、これは、Aが譲り渡した際、4年後の「60歳に取締役役を引退せよ」という旨で、AがBの旨を理解している。即ち、2020年3月、AはBに対し、「信託から2年であり、折り返し地点」と述べている。これは、2020年3月の時点で、Aは、Bの任期が4年であると認識し、また、Bにもこのように認識した旨を発言している。これは、Bは、任期が4年であることの信頼を得たのである。

一方、Aは、この旨が1ヶ月後の2020年4月に、定款変更を提案している。これは、Bが、事業拡大に反対し、Aとの間で意見が対立していたことから、Bを退かせ、Aの意見を通すためのものと見られる。意見対立は、会社の経営に重大な影響を及ぼす理由に基き、定款変更→Bの取締役の地位を失わせることは、正当な理由がある場合、とは言えない。

(4). よって、本件で定款変更→Bの取締役の地位を失わせることは、正当な理由がある場合、に当たらない。

4. 以上より、Bの請求は認められる。

第2. 設問2について

1. 戊社株主丁は、株主代表訴訟(84条1項)を提起し、戊社取締役会に対し、84条1項に基づき損害賠償責任を追及することを求めらる。

ページ:2

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/20 0:30:37

たしかにしかし稿文は文章が長くなるので、あまりお勧めしません。

番号: 2 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/20 0:32:33

たしかにしかし稿文の「しかし」の後は核心的な内容が来ると期待します。しかし、この内容は、「正当な理由」との関係でなぜ意味のある事実なのかの説明されていません。

番号: 3 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/20 0:33:41

→、は答案に書くにはちょっと、。

番号: 4 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/20 0:32:54

(3) で記載している事実のほとんどは、「解任」と同視できるかどうか、損害に関する事情であり、「正当な理由」を基礎づける事情ではありません。

意見対立を理由に実務解任を行うことに対する評価を一定加えている点は良いですが、もう一步踏み込めるとより良いです(経営判断を理由に解任されて報酬への期待を害されるのであれば、役員は保守的な判断しかし無くなり会社の発展は無くなり、むいては会社の利益を害する等)。

(1). 任務懈怠について

下 取締役は、会社に不当な損害を被らせない^{こと}と善管注意義務(33条、民644条)忠実義務(35条)に基づき負う。

また、取締役の経営を多難にせしめたため、判断当時の状況に照らし、同種の通常の経営者、立場からすれば、認識し、事実に著しい誤りがあったか、またその事実に基づき意思決定の過程に着しい不合理があったか否かで、善管注意義務違反であったかを判断する。

イ. 確かにGは、甲社代表取締役Aから、本件事業譲渡を迅速に進めてほしいと述べられている。甲社は、戊社の議決権の60%を有する親会社であり、~~戊~~戊社の経営上、甲社の事業への影響は、考慮する必要があり、これは認めない。

ウ. しかし、取締役が善管注意義務を負うのは、自社に対してであり、自らを基準に判断すべきである。

(2). 会社中での事業の買収を行う場合、買収の対象となる会社は、その事業の業績、資産、財務状態及び法律上の問題点等の調査(以下、「DDI」と称す)を行うことが、実務上不可欠である。また、通常、経営者としては、事業譲渡に際し、DDIを行うべきである。しかし、本件^G事は、DDIを行っていない。

(3). 即ち、DDIは、~~非~~契約相手と不信点がある場合、DDIを行った方がよいと、弁護士から回答を得た旨をGに伝えた。本件事業譲渡には慎重に及びており、DDIを行うべきと指摘を受けていた。

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/18 14:26:11

甲社が戊社の親会社であるというだけでなく、戊社の売上総利益の約50%が甲社との取引に生ずるものであるという事実関係も踏まえて検討してください。

1 Hは、戊社のXインバンク出身で、また、乙社の取引の相手金店銀行の
2 知人から、乙社にこそ回答を得たものであり、これらの情報は信頼
3 できるとのだったといえる。

4 (ウ) 乙社と、Gは、中々を訂立した事実があり、この事実に基づけば、
5 本件事業譲渡に際し、中々を行うの意思決定を代理しておこ
6 している。にもかかわらず、これをしなかった点で、意思決定の過程に
7 不合理があるといえる。  ①

8 以上より、Gは、GにIF言明義務違反が存在する。

9 Ⅱ. おて、信託懈怠があったといえる。

10 (ロ) 損害・因果関係について

11 本件事業譲渡契約の対価は、4000万円とされた。しかし、
12 乙社の日用品製造販売事業の在庫の価値の下落、その製品の
13 余剰貯蔵上の問題点があったため、本件事業譲渡契約締結
14 時分から下り、仮に乙社、対価は1000万円以下と解はされた。
15 乙社と、少なくとも3000万円の損害が、戊社に生じている。

16 下、Gは、中々を行って、問題点を発生させたことができて、
17 契約は締結されたが、商標価値段での対価で行ったこと
18 である。にもかかわらず、Gは、中々を行っていない。そのため、Gの信託
19 懈怠と損害との間の因果関係も肯定される。

20 (3) Ⅲ. 以上より、乙はGに対し責任違反するにすぎない。

21 第3. 設問Ⅱについて

22 1. 子銀行譲渡会社戊社が、譲渡会社乙社の商号を
23 引継ぎ使用する場合、戊社は、乙社の事業によって生じた債

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/18 14:32:22

かかるHからの情報提供にもかかわらず、GがDDを実施しなかった具体的な理由を明らかにしたうえで、その判断の妥当性を評価して、結論を導いてください。

1	務を弁済する責任を負う(22条1項)。
2	①. 商号ではなく、商標を使用する場合、同条項が適用される
3	か。
4	^{21点} 確かな 文書上 商号とする以上、直接適用はできない。
5	しかし、同条項の趣旨は、譲渡会社の債権者の、商号混同
6	という外観に対する信頼を保護する点(権利外観法理)にある。
7	とすれば、商号を混同する場合だけでなく、実質的にして
8	甲譲渡会社の事業が、譲受会社の方で続けられているという
9	場合には、この外観に対する信頼を保護するため、22条1項が
10	類推適用されると考える。③
11	④. 本件で、2社は、甲商品、卸売している。消費者に
12	直接販売しているわけではない。また、戊社も、この甲商品
13	を扱っているわけではない。この信頼に係る外観はないと考える。
14	しかし、商標では、消費者には乙社を、甲と受け取ら
15	れる程の確立したブランドであった。また、業績が悪く倒産
16	乙社について、未だ顧客誘引が残っていた。この点、甲社の
17	混同は、乙社の商号混同と同視しう程の外観が認めら
18	れている。
19	2. よって、22条1項類推適用により、 戊社は 了銀行は、戊社に對
20	し、請求できる。
21	
22	以上
23	

番号: 1	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/22 1:19:02
商標を使用だけで22条1項を適用できないことは明白ですので、問題提起は不要です。 問題提起は、本当に問題になる点（本問で言えば、類推適用の可否）でだけ行ってください。			
番号: 2	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/22 1:23:50
外観に対する信頼、という観点を趣旨として書いているので、それを意識した規範を定立してください。 （譲渡会社の事実が、譲受会社で続けられるのは、当たり前では？）			
番号: 3	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/22 1:24:27
P商品とは？			
番号: 4	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/22 1:25:33
規範と対応させてください			